

令和 8 年度香川地方最低賃金審議会

第 1 回運営小委員会

会 議 次 第

令和 8 年 8 月 3 日 (月) 13:15～

高松サポート合同庁舎北館 7 階

702 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」について

(2) 香川地方最低賃金審議会運営小委員会の公開について

(3) 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金ほか 2 特定最低賃金の改正決定の必要性
の有無について

(4) その他

3 閉 会

令和 8 年度香川地方最低賃金審議会

第 1 回運営小委員会

資 料 目 次

- 資料No. 1 第 56 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿
- 資料No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程
- 資料No. 3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- 資料No. 4 香川県の特定最低賃金の推移
- 資料No. 5 特定最低賃金対象業種の状況
- 資料No. 6 特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数
- 資料No. 7 特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

第56期 香川地方最低賃金審議会

運営小委員会委員名簿

区分	氏 名	現 職
公益 代表 委員	籠池 信宏	弁護士 公認会計士
	高塚 順子	高松大学経営学部 教授
	元木 将道	弁護士
労働者 代表 委員	中 村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 J A M四国香川地区協議会 議長
	西尾 耕一	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長
	林 大 介	U Aゼンセン香川県支部 支部長
使用者 代表 委員	奥田 拓己	株式会社北四国グラビア印刷 代表取締役社長
	白石 幸一	香川県経営者協会 専務理事
	檜垣 邦彦	今治造船株式会社 常勤監査役

(注)各側委員は五十音順

指名年月日 令和8年7月2日

香川地方最低賃金審議会運営規程

（目的）

- 第 1 条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

- 第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により、香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

- 第 3 条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 2 小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員3人ずつ合計9人とする。
- 3 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

（委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席）

- 第 4 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

- 第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
 - 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

（意見の提出）

- 第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を香川労働局長に提出するものとする。

（規程の改廃）

- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和 6 年 3 月 1 5 日から施行する。

香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

（名称）

第1条 本委員会は、香川地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）という。

（会議）

第2条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

2 委員会は、各側委員が少なくとも1人出席しなければ開くことができない。

3 委員会の委員に事故あるときは、他の審議会委員が代理することができる。この場合、各側委員のうち少なくとも1人は本委員会の委員でなければならない。

4 委員会は、審議会における重要事項のうち、審議会から付託された事項及び委員会が必要と認める重要事項について審議する。

（議事録）

第3条 会議の議事については、議事録を作成する。

（報告）

第4条 委員長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

（準用）

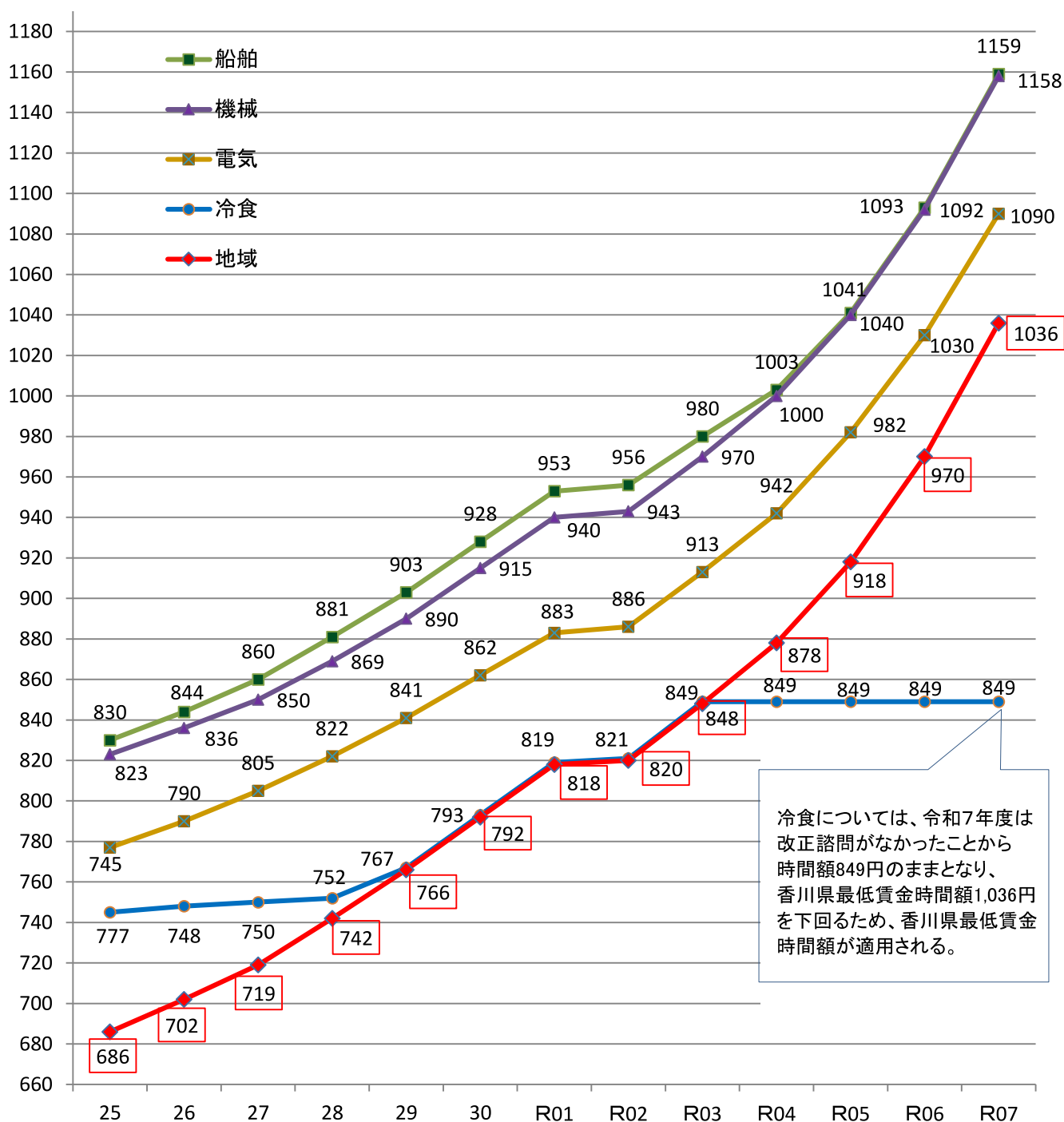
第5条 委員会に関するその他の運営は、最低賃金審議会の運営に準ずるものとする。

附則

（施行期日）

この規程は、令和6年7月31日から施行する。

香川県の特定最低賃金の推移



年度	25	26	27	28	29	30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
船舶	830	844	860	881	903	928	953	956	980	1003	1041	1093	1159
機械	823	836	850	869	890	915	940	943	970	1000	1040	1092	1158
電気	777	790	805	822	841	862	883	886	913	942	982	1030	1090
冷食	745	748	750	752	767	793	819	821	849	849	849	849	849
地域	686	702	719	742	766	792	818	820	848	878	918	970	1036

特定最低賃金対象業種の状況

資料No.5

1 適用事業場数の推移

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
冷食	49	50	50	60	58	52	47	51	54
機械	337	330	327	326	330	320	310	340	314
船舶	199	133	134	130	129	126	138	169	148
電気	130	131	130	135	133	124	127	134	125

2 基幹的労働者数の推移

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
冷食	1,886	1,987	1,989	2,017	2,235	2,092	2,053	2,350	2,334
機械	6,663	6,078	6,048	6,233	6,276	6,247	6,106	7,116	7,163
船舶	4,310	3,587	3,576	3,670	3,851	3,730	3,728	4,141	3,948
電気	4,278	5,061	5,060	5,144	5,395	5,543	5,833	6,505	5,940

3 申出者が代表する基幹的労働者数の推移

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
冷食	607	616	581	618	517	433	577	632	637
機械	2,708	2,693	2,700	2,722	2,727	2,723	2,757	2,812	2,958
船舶	2,060	2,019	2,015	2,044	2,007	1,985	2,050	2,153	2,190
電気	1,827	1,919	1,938	2,005	2,008	2,030	2,033	2,065	2,089

4 影響率(()内は未満率)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
県最賃	6.5% (1.6%)	8.1% (1.0%)	2.4% (1.3%)	8.3% (1.0%)	13.2% (1.0%)	16.2% (1.6%)	20.1% (1.6%)	25.8% (1.2%)

基幹的労働者

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
冷食	6.7% (2.1%)	13.6% (5.2%)	10.6% (4.4%)	19.2% (3.7%)	— —	— —	— —	— —
機械	3.5% (1.9%)	6.3% (3.2%)	8.0% (5.2%)	7.1% (4.1%)	8.2% (4.1%)	7.2% (3.2%)	8.3% (3.2%)	10.8% (3.3%)
船舶	5.6% (2.7%)	5.2% (3.6%)	2.9% (2.9%)	2.7% (2.2%)	4.8% (3.3%)	6.0% (4.1%)	6.3% (3.2%)	9.9% (3.2%)
電気	5.0% (2.7%)	15.6% (10.1%)	8.5% (5.1%)	7.8% (1.7%)	10.4% (2.3%)	9.2% (2.4%)	13.7% (5.5%)	12.6% (4.2%)

5 中位数(単位円)全労働者

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
冷食	946	963	970	938	931	963	1,037	1,140
機械	1,313	1,307	1,316	1,369	1,376	1,410	1,487	1,538
船舶	1,440	1,445	1,461	1,500	1,522	1,500	1,500	1,500
電気	1,220	1,255	1,190	1,260	1,240	1,300	1,427	1,507

* 賃金の低い者から高い者へと順番に並べた時に、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額。

6 各年の引上げ額の推移(単位円)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
中賃目安(Cランク R5年度以降Bランク)	25	26	—	28	30	40	50	63
目安 上積額	+1	±0	+2	±0	±0	±0	+2	+3
県最賃	26	26	2	28	30	40	52	66
冷食	26	26	2	28	—	—	—	—
機械	25	25	3	27	30	40	52	66
船舶	25	25	3	24	23	38	52	66
電気	21	21	3	27	29	40	48	60

特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数

令和7年12月1日現在

産業名	適用事業場数	適用労働者数 (基幹的労働者)	適用除外 労働者数	労働者数
冷凍調理食品製造業	5 4	2, 3 3 4	6 3 0	2, 9 6 4
はん用機械器具 生産用機械器具 等製造業	3 1 4	7, 1 6 3	5 7 6	7, 7 3 9
船舶製造・修理 業、船用機関製 造業	1 4 8	3, 9 4 8	2 9 6	4, 2 4 4
電子部品・デバ イス・電子回路、 電気機械器具等 製造業	1 2 5	5, 9 4 0	2, 1 6 4	8, 1 0 4

* 算出根拠

原則として、「令和7年最低賃金に関する基礎調査」で使用した、令和3年経済センサス-活動調査を基礎とした「都道府県、産業分類、常用雇用者規模別事業所数及び労働者数表（事業所母集団DB（令和4年次フレーム確認）による集計）」を基礎資料とし、令和7年12月1日までの変動を補正して算出している。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

審議前の勉強会等

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。
審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている。

審議の中での取組

公益委員による争点の明確化と働きかけにより、労使当事者間の自主的な協議がなされた結果、「必要性あり」へと合意形成が図られた事例

- 改正決定の必要性の有無の審議において、複数の業種について、労働者側委員と使用者側委員との主張が対立し議論が平行線となる中、公益委員が争点を明確化した上で、自主的な協議の重要性を示し、審議の継続を提案。これを受け、労使双方が協議継続に合意した。
- その後、労働者側委員と使用者側委員で協議を重ねた結果、複数の業種について順次結審に至るとともに、残る業種についても考え方の整理が進み、最終的に折り合いが付き「必要性あり」で結審した。

審議の中での取組

資料No.7

小委員会において、当該産業の労使を参考人として招致し、率直な意見交換を行った結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 労働者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張したが、使用者側委員は厳しい経営環境を踏まえ慎重姿勢を示していたため、小委員会を設置し、当該産業の労使を参考人として招致し、率直な意見交換を行った。
- 小委員会での意見交換の結果、当該産業は県内の主要産業であること、人口流出への対応等の観点から特定最低賃金の必要性について認識が共有され、使用者側も現実的な金額設定を前提に改正を容認するなど歩み寄りが見られ、最終的に労使の認識が一致し「改正の必要性あり」として全会一致となった。

審議の中での取組

産業の優位性確保の観点を踏まえ、関係労使の合意形成により「改正の必要性あり」となった事例

- 当該産業における賃金水準の優位性を維持する必要性を整理したうえで、物価上昇率、春季労使交渉結果、企業の賃金支払能力から賃金引上げは可能であり、人材確保の観点を踏まえ、「改正の必要性あり」と判断され、その後の金額審議では、産業の実情に基づく判断が行われた。
- 小委員会の設置、当該産業の労使を参考人として招致したほか、現場視察の実施等、審議過程においても様々な取組が行われ、労働者側委員と使用者側委員の共通認識の形成が図られた。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

審議の中での取組

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。使用者側参考人の意見陳述を聴いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

審議終了後に次年度に向けた調整を実施

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労使双方の歩み寄りが十分に行われなかった例

労使双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員が、県の基幹産業であること、産業の魅力向上、人材確保等の観点から「必要性あり」と主張したのに対し、使用者側委員は、厳しい経営環境や地域別最低賃金が近年、大幅に引き上げられていることを理由に「改正の必要性なし」と主張。
- いかなる状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な議論がないまま、審議が終了している。